

請求書の提出はお済みですか？

教職員互助会からのお知らせ

教職員互助会で実施している事業には、請求書の提出が必要な場合があります。

今回は、その一部をピックアップしてお知らせします。

なお、事実が発生してから3年以内に請求しなければ、請求を受ける権利は消滅しますので、ご注意ください。

その他の事業は互助会ホームページをご覧ください。請求書様式のダウンロードもできます。

結婚祝い金

会員が結婚したとき(以下の場合を含む)

- 再婚の場合
- 会員である間に挙式をしたが婚姻の届出が退会後の場合
- 内縁関係・同性カップルの場合

給付額、提出書類等は、下記のとおりです。

給付額 **50,000円**

提出書類 ●結婚祝い金請求書
●戸籍抄(謄)本の写し等婚姻したことが確認できる書類



育児支援金

(令和4年4月1日以降に育児休業を取得した会員が対象)

会員が、5日以上の育児休業を取得したとき

給付額 **20,000円(同一の子1人につき、1回限り)**

提出書類 ●育児支援金請求書
●育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を5日以上取得したことが確認できる書類

《注意事項》(1)請求書は、5日以上の育児休業を取得し、かつ5日経過後に提出してください。

(2)育児休業を分けて取得した場合、合わせて5日以上取得すれば給付します。

(3)双子などの多胎児の場合は、子1人につき請求書を1枚提出してください。

(4)夫婦とも会員で、条件を満たした場合は、それぞれの会員に給付します。



スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき

補助額 **チケット単価の半額(2,000円を限度)**

ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度

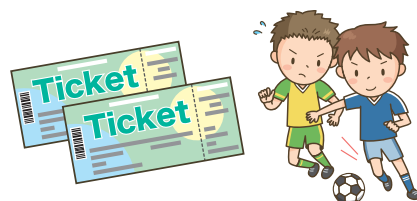
提出書類 ●スポーツ観戦補助事業請求書
●観戦チケットの半券(原本)

《注意事項》(1)提出の際は、「スポーツ観戦補助事業請求書」の注意事項をお読みください。不備の場合は、返送します。

(2)年間パスを利用して観戦した場合も補助対象となりますが、添付書類が異なるため、互助会へお問い合わせください。

(3)観戦チケットを手元に残しておきたい場合は、請求書提出の際、メモか付箋でお知らせください。

裏面に原本確認済のスタンプを押して返送します。



ドック負担金補助事業

(令和3年度受診分から対象)

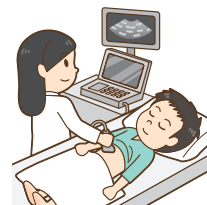
会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診し自己負担したとき

令和5年度受診分より、公立学校共済組合員である会員の場合、共済組合から提供される受診者情報により給付該当者を決定のうえ自動給付していますので、請求手続きは不要です。

ただし、令和3、4年度受診分を請求する場合、また、共済組合員以外の会員の場合は、請求書等の提出が必要ですのでご注意ください。(受診日から3年以内に限る。)

補助額 **宿泊ドック 10,000円 一日ドック 3,000円**

提出書類 ●ドック負担金補助請求書
●医療機関が発行する領収書(コピー可)



予防接種負担金補助事業

(令和3年度受診分から対象)

会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき

補助額 **1,000円(年度内1回)**

提出書類 ●予防接種負担金補助請求書
●医療機関が発行する領収書等(コピー可)

